四 運 自 監 第 9 6 号 四 運 技 安 第 1 0 7 号 令 和 3 年 1 0 月 1 日

一般社団法人香川県トラック協会会長 殿

四国運輸局自動車交通部長四国運輸局自動車技術安全部長

適性診断の確実な受診について

平素は、運輸行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大にようやく落ち着きが見られ、今後の経済活動の活性が予想されるなか、その経済活動において重要な位置づけにある運輸サービスにおいて、我が国の国民生活やインフラを維持するためにも、引き続き安心安全な運行に徹して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

さて、自動車運送事業者の皆様におかれましては、新たに雇い入れた初任運転者、65歳以上の高齢運転者及び、死亡又は重傷事故を引き起こした運転者に対しては、それぞれ初任診断、適齢診断及び特定診断(以下、「適性診断」という。)の受診が法令で義務づけられております。

これら適性診断では、運転者の性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細やかなアドバイスを行っております。

一方、令和2年度の四国運輸局が実施した監査により行政処分を受けた事業者において、適性診断が未受診である事業者の割合が22.4%となり、確実な受診が出来ていない状況となっております。

今年は、事業用自動車の事故防止を目的とした「事業用自動車総合安全プラン2025」の策定年となっており、新たに設けた死亡事故発生件数等の目標達成に向け、 今後より一層、運転者に対する指導・監督に取組む必要があります。

つきましては、改めて選任運転者の適性診断受診予定の把握と受診状況の確認を行い、適性診断の確実な受診が行われますよう、傘下会員事業者に対し、法令遵守の周知徹底をお願いいたします。